

南房総市輸入飼料高騰緊急継続支援給付金 ～畜産事業者を継続的に支援します～

ロシアのウクライナ侵攻の長期化に円安の影響が加わり、輸入飼料の高騰により厳しい経営状況に直面している畜産事業者を継続的に支援します。

対象者 畜産業を営む個人若しくは法人、または預託事業者

- ① 市内に住所および畜舎を有していること。
- ② 家畜を飼育し、畜産物を出荷していること。
- ③ 輸入飼料を購入及び給餌していること。
- ④ 令和6年分の畜産物販売金額が50万円以上あり、次年度以降も畜産業を継続すること。
- ⑤ 市民税などを滞納していないこと。
- ⑥ 市内の畜舎で家畜の預託を受けていること。

※個人若しくは法人は、上記の①から⑤のいずれにも該当すること
預託事業者は、上記の④から⑥のいずれにも該当すること

交付金額 対象期間における輸入飼料購入額の5%を交付

令和7年3月から同年12月までを下記の期間に区切り、それぞれの期間における輸入飼料購入額の5%を交付します。

- ① 令和7年3月から同年6月までの期間
- ② 令和7年7月から同年9月までの期間
- ③ 令和7年10月から同年12月までの期間

※給付金は、それぞれの期間ごとに申請してください。

例)

対象期間	輸入飼料購入額
令和7年 3月～ 6月分	1, 234, 567 円 A
給付金交付申請額 ($A \times 1 / 20$)	61, 000 円

※給付金交付申請額に、1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

申込受付期限

令和8年2月13日（金）

※ 申込申請書類は、市ホームページ、本庁農林水産課、各地域センターで入手可能です。

受付窓口

南房総市農林水産部農林水産課 ☎0470-33-1071

午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）。

郵送の場合は、令和8年2月13日（金）の消印有効

（〒299-2492 南房総市富浦町青木28）